

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例
- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県営管住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

七 七五五五五 四四三 三三二二 二二二二 一

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例、福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県営管住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年七月四日から適用する。

（報酬の内払）

2 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和元年七月四日以降この条例の施行の日の前日までの間に特別職の職員の給与に関する条例第一条第十三号の二に規定する選挙長等に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

（人事課）

福島県条例第四号

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

例

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年福島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第五号

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県消防法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項カ(3)中「百五十八万円」を「百五十九万円」に改め、同項カ(4)中「百九十四万円」を「百九十五万円」に改め、同項カ(5)中「二百二十六万円」を「二百二十七万円」に改め、同表十の項ア中「六千五百円」を「六千六百元」に改め、同項イ中「四千五百円」を「四千六百元」に改め、同項ウ中「三千六百元」を「三千七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第六号

福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第七号

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表七の項ア中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項イ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百元」を「八千二百円」に改め、同項ウ及びエ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項オ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百元」を「八千二百円」に改め、同表十の項ア中「七千六百元」を「七千九百元」に、「七千円」を「七千四百円」に改め、同項イ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千

七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第八号

福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例

福島県電気工事士免状交付等手数料条例（平成十二年福島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「五千九百元」を「六千円」に改め、同表一の項中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表三の項中「二千六百元」を「二千七百元」に改め、同表四の項中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第九号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料料率の一部を改正する条例

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料料率（平成十二年福島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表の十五の項中「二万七百元」を「二万四千四百円」に、「二万二千元」を「二万九百元」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第十号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十六年福島県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表会津若松市の項中「二十七人」を「二十九人」に改め、同表須賀川市の項中「一五六人」を「一五七人」に改め、同表二本松市の項中「二四一人」を「二四三人」に改め、同表南相馬市の項中「二七四人」を「二七二人」に改め、同表伊達市の項中「二七四人」を「二七五人」に改め、同表本宮市の項中「七〇人」を「七十二人」に改め、同表南会津町の項中「八八人」を「八九人」に改め、同表西郷村の項中「三八人」を「四一人」に改め、同表三春町の項中「五五人」を「五六人」に改め、同表小野町の項中「三二人」を「三四人」に改め、同表双葉町の項中「二〇人」を「一九人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第十一号

福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

福島県毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第一号中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(薬 務 課)

福島県条例第十二号

福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県採石法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表四の項中「八千円」を「八千五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(企業立地課)

福島県条例第十三号

福島ロケットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島ロケットテストフィールド条例の一部を改正する条例(平成三十年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

第九条 福島ロケットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表試験用プラントの部の前に次のように加える。

試験用トンネル			
午前	午後	夜間	超過時間(二時間につき)
二二六、四〇〇円	二二六、四〇〇円	三一、七〇〇円	八、六〇〇円

本則に次の三条を加える。

第十五条 福島ロケットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表滑走路の部の次に次のように加える。

滑走路(浪江)				
一時間につき	午前	午後	夜間	超過時間(二時間につき)
四、六〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	二二、〇〇〇円	六、〇〇〇円

別表一の1の表滑走路附属格納庫の部に次のように加える。

滑走路附属格納庫(浪江)											
計測室			簡易整備室			格納庫			超過時間(二時間につき)		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
六、五〇〇円	六、五〇〇円	七、八〇〇円	六、六〇〇円	六、六〇〇円	七、九〇〇円	二、二〇〇円	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円	一三、四〇〇円	一九、五〇〇円	一三、四〇〇円
超過時間(二時間につき)			超過時間(二時間につき)			超過時間(二時間につき)			超過時間(二時間につき)		
六、五〇〇円			二、二〇〇円			六、四〇〇円			六、四〇〇円		

格納庫（半面利用の場合）			
午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一三、二〇〇円	三、六〇〇円

第十六条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。
別表一の1の表連続稼働耐久試験棟の部に次のように加える。

風洞棟			
午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）
一八五、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	六〇、二〇〇円

第十七条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。
別表一の1の表風洞棟の部に次のように加える。

試験用橋梁			
午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）
二九、七〇〇円	二九、七〇〇円	三三、六〇〇円	九、七〇〇円

附 則

この条例は公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県条例第十四号

福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー条例（昭和三十九年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学の項中「組込技術工学科」を「知能情報デザイン学科」に改め、福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学の項中「計測制御工学科」を「ロボット・環境エネルギーシステム学科」に改める。

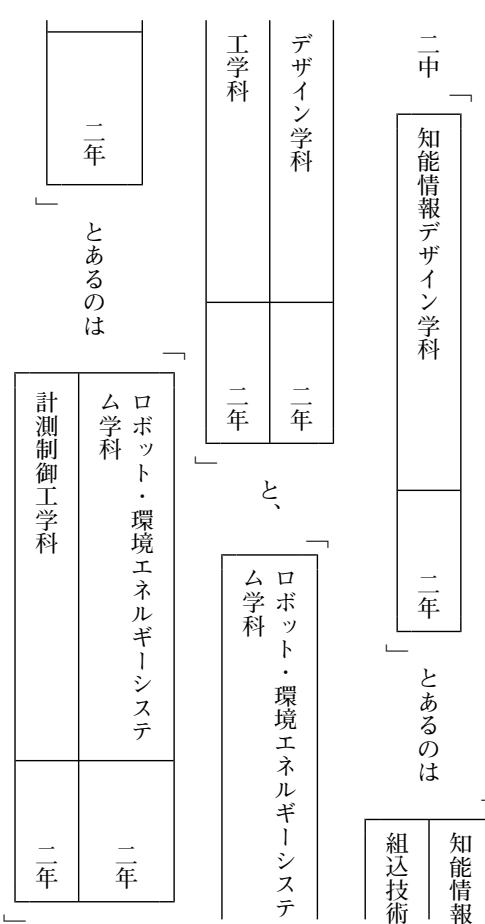
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年三月三十一日までの間は、改正後の福島県立テクノアカデミー条例別表第



福島県条例第十五号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、別表の二の表1の項中「一万三千百円」を「一万三千三百円」に改め、同表2の項中「一万四千九百円」を「一万五千百円」に改め、同表3の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、別表の三の表1の項中「八千七百円」を「八千九百円」に改め、同表2の項中「九千九百円」を「一万百円」に改め、同表3の項中「一万九百円」を「一万二千百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第十六号

福島県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例の一部を

改正する条例

福島県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例(平成二十一年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国営土地改良事業又は県営土地改良事業により設置された」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農村計画課)

福島県条例第十七号

福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 令和元年十月一日前に河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条の許可又は同法第二十三条の二の登録を受けた占用のうち、その期間が同日前から同日以後にわたる場合において、当該使用の開始日から起算して一月ごとに区切った単位(以下「月次単位」という。)の終了日が令和元年十月一日以降であるときは、当該月次単位における使用料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

3 令和元年十月一日前に河川法第二十四条の許可を受けた占用のうち、その期間が一月未満であつて、かつ、その終了日が令和元年十月一日以降である場合においては、当該占用における土地占用料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

4 令和元年十月一日前に河川法第二十五条の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料その他河川産出物採取料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第三項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

(河川計画課)

福島県条例第十八号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「平成三十三年三月十一日」を「令和三年三月十一日」に改める。別表第三中「川内村」を「川内村 大熊町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第十九号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

- 一 階数が三以下のもの
- 二 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
- 三 避難階以外の住戸又は住室の床面積の合計が百平方メートル以下のもの

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

- 一 階数が三以下のもの
- 二 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
- 三 法第二十七条第一項第一号に規定する警報設備を設けたもの又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成十七年総務省令第十一号)第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器をいずれの室(火災の発生のおそれの少ない室として知事が別に定めるものを除く。)及び居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けたもの(二階以下を共同住宅又は寄宿舎とする場合に限る。)

第二十八条中「下宿」の下に「(次項においてこれらを「ホテル等」という。)」を加え、「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、ホテル等が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。
 - 一 階数が三以下のもの
 - 二 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
 - 三 避難階以外の宿泊室の床面積の合計が百平方メートル以下のもの
- 第四十条の二中「防火幕その他防火上有効な」を「これと同等以上の防火性能を有する」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限等の緩和)

第四十六条の二 法第八十七条の第三項の興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めて一年以内の期間を定めてその使用を許可する場合において、第三条の二、第四条、第三十四条、第四十条から第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七の規定を適用しない。

2 法第八十七条の第三項の特別興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて一年を超える期間を定めてその使用を許可する場合には、前項の規定を準用する。

第四十七条の二第三項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同条第四項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は法第八十七条の二第一項」を加える。

第四十七条の三の表一の項、第四十七条の四第三項、第四十七条の五の表一の項、第四十七条の六第三項及び第四十七条の八の表一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第四十七条の九の表一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表中五十二の項を五十八の項とし、五十一の項を五十四の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>五十五 法第八十七条の二第二項の規定に基づく認定の申請者</p>	<p>既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>第四十七条の二第一項の表上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該認定に係る部分の建築物の床面積の合計を二で除して得た数値の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額に相当する額</p>
<p>五十六 法第八十七条の第三項の規定に基づく許可の申請者</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等とする場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等とする期間が三月以内のものにあつては六万円、三月を超えるものにあつては十二万円</p>
<p>五十七 法第八十七条の第三項の規定に基づく許可の申請者</p>	<p>建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>十七万円</p>

敷料

第四十七条の九の表中五十の項を五十三の項とし、十四の項から四十九の項までを三項ずつ繰り下げ、同表十三の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同項を同表十六の項とし、同表中十二の項を十四の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>十五 法第五十三条第五項の規定に基づく許可の申請者</p>	<p>壁面線等を超えない建築物の建築率の特例許可申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>
----------------------------------	-----------------------------------	--------------

第四十七条の九の表中十一の項を十三の項とし、十の項を十二の項とし、九の項の次に次のように加える。

<p>十 法第四十八条第十六項第一号の規定に基づく許可の申請者</p>	<p>用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>十一 法第四十八条第十六項第二号の規定に基づく許可の申請者</p>	<p>日常生活に必要な建築物の用途地域等における建築特例許可申請手数料</p>	<p>十四万円</p>

第四十七条の十三第二項第一号及び第二号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第六号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、「第八十六条の八第一項及び第三項」の下に「法第八十七条の二第一項」を加え、同項第八号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第十二号中「法第五十一条ただし書」を「並びに第十六項第一号及び第二号、法第五十一条ただし書」に、「第五十三条第四項及び第五項第三号」を「第五十三号第四項、第五項及び第六項第三号」に改め、「第八十六条の二第二項及び第三項」の下に「法第八十七条の三第五項及び第六項」を加え、同項第十九号中「第四十六条」の下に「及び第四十六条の二」を加え、同条第二項第四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第五号中「法第五十一条ただし書」を「並びに第十六項第一号及び第二号、法第五十一条ただし書」に、「第五十三号第四項及び第五項第三号」を「第五十三号第四項、第五項及び第六項第三号」に改め、「第八十六条の二第二項及び第三項」の下に「法第八十七条の三第六項」を加え、同項第八号中「第八十五条第三項及び第五項」の下に「並びに法第八十七条の三第三項及び第五項」を加え、同項第九号中「並びに法第八十六条の六第二項」を、「法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項並びに法第八十七条の二第一項」に改め、同項第十四号及び同条第三項第三号中「第四十六条」の下に「及び第四十六条の

二」を加える。
 附則第二項各号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）第二条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第二十号

福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築士法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同表四の項中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第二十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表第十六号中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同表第十七号及び第十八号中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

（福島県警備業法関係手数料条例の一部改正）

第二条 福島県警備業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十一の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

（福島県銃砲刀剣類所持等取縮法関係手数料条例の一部改正）

第三条 福島県銃砲刀剣類所持等取縮法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表七の項中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表九の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表十五の項中「九千七百円」を「九千八百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（生活安全企画課）